

会 見 年 月 日	令和4年1月28日（金）
担 当 課	市長公室企画政策課
問い合わせ先	電話：0791-43-6867 （内線：2458、2453） F A X：0791-43-6822 （担当者名：玉木、庵原）

赤穂市と近畿運輸局との地域連携サポートプラン協定締結について

赤穂市（市長 牟礼 正稔）と国土交通省近畿運輸局（局長 金井 昭彦）とは、次のとおり地域連携サポートプラン協定を締結します。

1. 協定締結の目的

赤穂市と国土交通省近畿運輸局とが継続的に連携し、「※ コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現、持続的な地域公共交通ネットワークの構築に向け、地域公共交通に関する課題解決を目指すことを目的とします。

2. 連携する内容

赤穂市は、国土交通省近畿運輸局と連携して地域公共交通に関する現状把握、意見交換、これらを踏まえた課題の整理等を行い、課題解決に関する提案書の交付を受け、今後の様々な取組みに活かしていくこととします。

※「コンパクト・プラス・ネットワーク」・・・地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者をはじめとする市民が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。

「地域連携サポートプラン」協定締結式 次第

日 時：令和4年1月28日（金）

14：00～14：30

場 所：赤穂市役所 6階 大会議室

1. 出席者紹介（敬称略）

・赤穂市 赤穂市長 牟禮 正稔
市長公室長 尾崎 順一

・近畿運輸局 神戸運輸監理部兵庫陸運部長 池田 博美
近畿運輸局交通政策部次長 吉本 道明

2. 協定概要説明（敬称略）

近畿運輸局交通政策部次長 吉本 道明

3. あいさつ（敬称略）

赤穂市長 牟禮 正稔
兵庫陸運部長 池田 博美

4. 協定書締結

5. 写真撮影

6. 質疑応答

地域連携サポートプラン協定（見本）

（目的）

第1条 この協定は、兵庫県赤穂市（以下「甲」という。）と国土交通省近畿運輸局（以下「乙」という。）とが継続的に連携し、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現、持続的な地域公共交通ネットワークの構築に向け、地域公共交通に関する課題解決を目指すことを目的とする。

（事業内容）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、乙と連携して地域公共交通に関する現状把握、意見交換、これらを踏まえた課題の整理等（以下「課題解決に向けた取組み」）を行い、課題解決に関する提案書の交付を受け、今後の様々な取組みに活かしていくものとする。
2 乙は、神戸運輸監理部兵庫陸運部を中心に、前条の目的を達成するため、課題解決に向けた取組み及び当該課題解決に関する提案書の交付を行い、甲をサポートするものとする。

（秘密保持）

第3条 この協定に関する取組みにおいて、甲と乙とが相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾がある場合は、この限りではない。

（その他）

第4条 この協定に定めのない事項を定めるとき又はこの協定に定める事項を変更するときは、互いに協議を行い、合意することを必要とする。
2 協定当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、この協定を有効とする。

令和4年1月28日

（甲）兵庫県赤穂市加里屋81番地

兵庫県赤穂市

代表者 赤穂市長 牟禮 正稔

（乙）大阪府大阪市中央区大手前四丁目1番76号

国土交通省近畿運輸局

代表者 近畿運輸局長 金井 昭彦

近畿運輸局と赤穂市が地域公共交通の課題解決に向けた協定を締結

～ 自然と歴史に育まれ 笑顔と希望あふれる 活力のあるまちの実現に向けて ～

近畿運輸局と兵庫県赤穂市とは、地域公共交通の確保維持や利用促進に関する課題解決に向け、「地域連携サポートプラン」協定を締結します。

○近畿運輸局では、自治体の公共交通に関する課題について、近畿運輸局が現地に赴き、意見交換等を通じて自治体とともに解決策を考え、提案書を交付し、課題解決に向けて自治体をサポートする「地域連携サポートプラン」の取組を実施しています。

○赤穂市では、人口減少や少子高齢化が進行することを現実として受け止め、目指す将来像・目標を明らかにし、将来にわたりまちの活力を保ち続けるため、また赤穂市の魅力を未来に引き継いでいくため「2030赤穂市総合計画」を令和3年3月に策定しました。
赤穂市総合計画の策定に係る全世帯市民アンケートでは「公共交通の利便性の確保」に対する市民の方々の関心が高いことから、本市の公共交通が抱える課題の抽出とその解決策や実施方法などを検討する必要があります。

○そのため、赤穂市の持続可能な地域公共交通に関する課題の解決に向けて、近畿運輸局と赤穂市とは、「地域連携サポートプラン」協定を締結します。



市内循環バス
「ゆらのすけ」



圏域バス
「ていじゅうろう」



○今後の取り進めは次のとおりです。

- ① 現地調査等による現状把握
- ② 現状把握などをふまえた課題整理
- ③ 提案に向けた諸調整
- ④ 課題解決に関する提案書交付
- ⑤ 提案の実現に向けたフォローアップ

【問い合わせ先】

近畿運輸局交通政策部交通企画課（田中、内藤、伊藤）（電話）06-6949-6409
神戸運輸監視部兵庫陸運部（川又）（電話）078-453-1106
兵庫県赤穂市市長公室企画政策課（玉木、庵原）（電話）0791-43-6867

■ 地域連携サポートプランとは

対象自治体の公共交通に関する課題について、近畿運輸局が現地に赴き、意見交換等を通じて自治体に寄り添いながら、一緒になって解決策とその実施について考えるものです。

『地域連携サポートプラン』の進め方

自治体との協定締結

…近畿運輸局と自治体との間で「地域連携サポートプラン」協定を締結

現地調査等による現状把握

…地域公共交通等に関する現地調査、関係者ヒアリング等を実施

現状把握などを踏まえた課題整理

…自治体と連携しつつ、現状把握結果を踏まえ課題を整理

提案に向けた諸調整

…課題解決に向けた具体策の考案や参考となる好事例を抽出

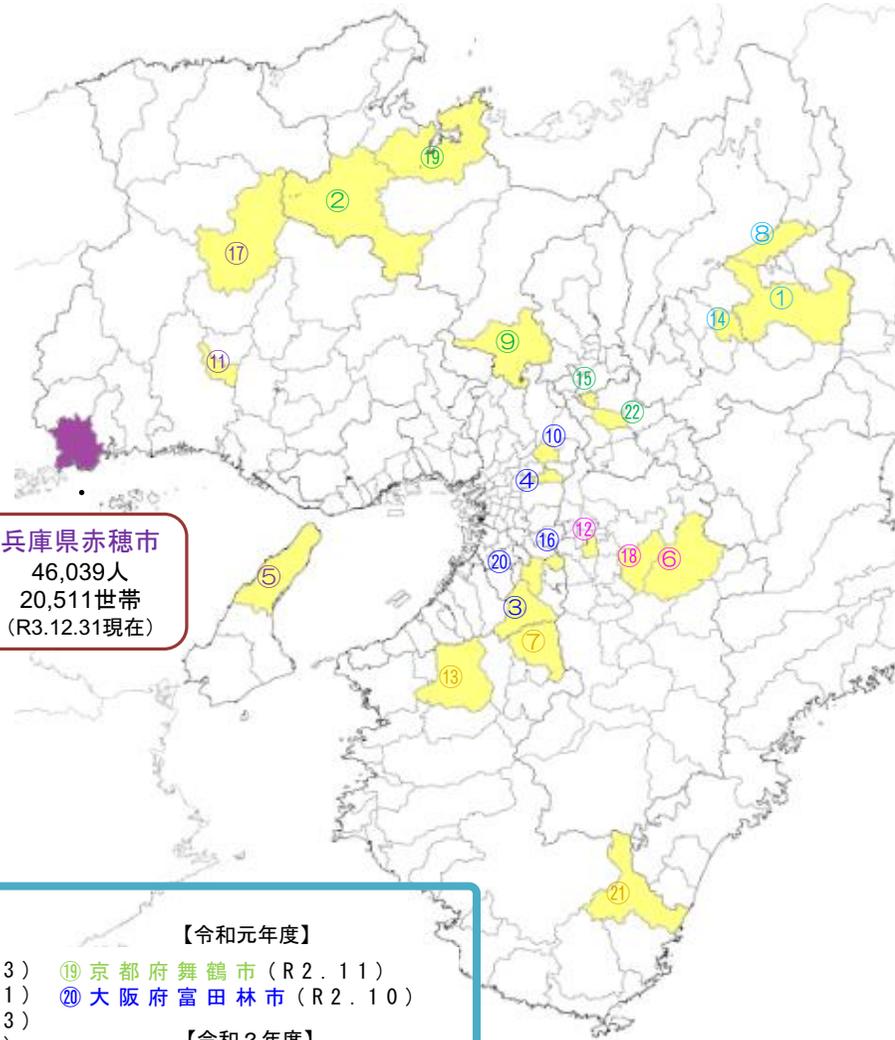
課題解決に関する提案書交付

…近畿運輸局より対象自治体に提案書を交付

提案の実現に向けたフォローアップ

…課題解決に向け、協議会参画や支援制度紹介で自治体をサポート

『地域連携サポートプラン』対象自治体



過去の協定締結自治体

【平成28年度】

- ① 滋賀県東近江市 (H29.5)
- ② 京都府福知山市 (H29.7)
- ③ 大阪府河内長野市 (H29.5)
- ④ 大阪府大東市 (H29.5)
- ⑤ 兵庫県淡路市 (H29.3)
- ⑥ 奈良県宇陀市 (H29.4)
- ⑦ 和歌山県橋本市 (H29.4)

【平成29年度】

- ⑧ 滋賀県彦根市 (H30.3)
- ⑨ 京都府亀岡市 (H30.3)
- ⑩ 大阪府寝屋川市 (H30.3)
- ⑪ 兵庫県福崎町 (H30.2)
- ⑫ 奈良県広陵町 (H30.3)
- ⑬ 和歌山県紀の川市 (H30.3)

【平成30年度】

- ⑭ 滋賀県竜王町 (H31.3)
- ⑮ 京都府久御山町 (H31.1)
- ⑯ 大阪府太子町 (H31.3)
- ⑰ 兵庫県朝来市 (R1.7)
- ⑱ 奈良県桜井市 (H31.3)

【令和元年度】

- ⑲ 京都府舞鶴市 (R2.11)
- ⑳ 大阪府富田林市 (R2.10)

【令和2年度】

- ㉑ 和歌山県新宮市 ()

【令和3年度】

- ㉒ 京都府城陽市 ()

※ () は提案書交付時期